

1 支援の概要について

福岡市内に宿泊し、福岡都市圏を周遊する団体旅行に対し、1 ツアーあたり上限5万円の支援をします。

上記に加え、平日利用については、1 ツアーあたり2万5千円を増額し、最大7万5千円を支援します。

2 この事業におけるツアーとは

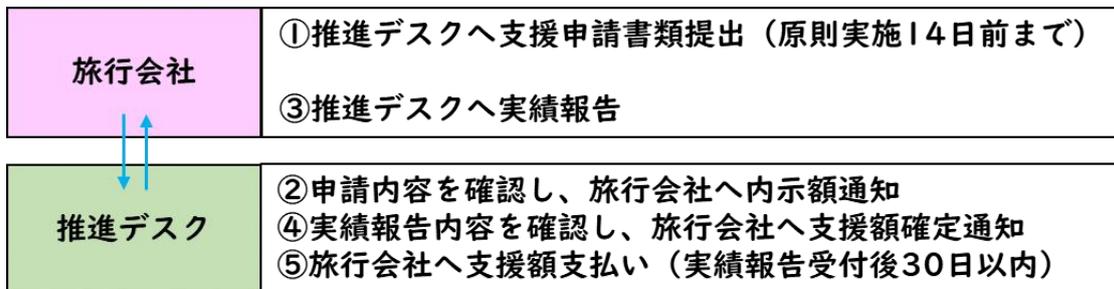
この事業におけるツアーは、福岡都市圏を周遊する観光を目的とした団体旅行を指します。

3 申請方法について

申請書に関係書類を添えて、ツアー実施の14日前までに、福岡市バスツアー推進デスクにご提出ください。なお、郵送やメールによる申請も可能です。

3-2 事業スキームについて

下記のとおりとなります。※詳細は別紙申請の流れ(バスツアー支援)をご参照ください
<事業スキーム図>



4 申請者（補助対象者）について

一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス事業）を行うバス事業者又は旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき、観光庁長官又は都道府県知事の登録を受けた国内口座を有する旅行者です。

5 本事業の支援の対象について

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業による貸切バスを利用したツアーであること。
- (2) 福岡市内に宿泊し、かつ福岡都市圏の観光施設、観光スポット等2か所以上を下車観光し、周遊するツアーであること。
- (3) 1ツアーにつき15人以上の参加者（乗務員及び添乗員を除く）があること。

6-1 本事業の対象期間について

支援の対象となる期間については、申請受付開始日から令和5年2月28日（火）までに帰着するツアーとなります。申請・予算状況に応じて変更となる場合もあります。

6-2 申請受付期間について

【第1期】

令和4年6月27日（月）～9月16日（金）

【第2期】

令和4年9月17日（土）～令和5年2月14日（火）

なお、申請・予算の状況に応じて変更となる場合があります。HPでお知らせいたします。

6-3 補助金の受取りまでの流れについて

旅行催行後、旅行催行月の翌月10日までに必要書類をご提出いただきます。

書類の審査を行い、支援金額確定した後30日以内に実績報告書兼請求書に記載の金融口座にお振込み致します。

6-4 催行後のバスツアーについて、支援金の申請は可能か

申請はできません。

支援金の申請は、事前申請（ツアー催行予定日の14日前まで）となっています。

6-5 申請後に行程等の申請内容に変更や中止があった場合はどうすればよいか

交付申請の記載内容等（添付書類含む）の変更やツアーが中止になる場合には、速やかに「バスツアー支援事業支援金変更または中止承認申請書（T様式6）」をご提出ください。

7-1 福岡都市圏の観光施設、観光スポット等を2か所以上の下車観光とは何か
福岡市及び福岡都市圏の2か所以上となります。福岡市外2か所でも対象となります。
ただし、トイレ休憩の立ち寄り対象外です。

7-2 観光施設や観光スポットは15人（団体行動）で行かないといけないか
観光施設や観光スポット等への下車観光であれば、自由行動でも構いません。

7-3 観光する施設やスポットは有料でなければならないか
無料の施設でも本事業の補助金の対象となります。

7-4 食事施設を2か所行った場合でも、要件を満たすのか
支援の対象となる場合があります。詳しくは、福岡市バスツアー推進デスクまでご相談ください。

7-5 MICE施設は観光施設や観光スポットに含まれ、支援の対象となるのか
MICE施設の利用は支援の対象となりません。MICEへの参加に合わせて、市内に宿泊し、福岡都市圏を周遊観光する団体旅行であれば、支援の対象となります。

7-6 ツアー行程に、福岡市及び福岡都市圏以外の市町村への宿泊や観光等を含む場合も、支援の対象となるのか
福岡市内宿泊を含め、福岡都市圏を2か所以上周遊観光するなどの要件を満たしているツアーであれば、対象となります。

7-7 ツアー参加者全員が同じホテルに宿泊しなければならないのか
別の宿泊施設でも構いません。
ただし、各宿泊施設の「福岡市内宿泊施設利用証明書（T様式5）」が必要となります。

7-8 部活動の遠征や結婚式の送迎、学会は補助対象となるのか
福岡市内に宿泊した場合でも、移動・送迎のみの場合は、本事業の支援対象とはなりません。
福岡市内に宿泊し福岡都市圏を2か所以上周遊観光するなどの要件を満たしているツアーであれば、対象となります。

7-9 修学旅行以外の教育旅行（宿泊研修、クラブ活動、クラブ遠征）等は対象となるのか

教育旅行は対象となりません。ただし、本事業の要件を満たした団体旅行であれば、支援対象となります。

8 平日の取扱いについて（支援額1ツアーあたり2万5千円増額の対象）

平日（月曜日～金曜日（土日祝を除く））に貸切バスにより福岡都市圏の観光施設、観光スポットを最低2ヶ所以上下車観光し周遊するツアーが対象となります。

平日と土日祝日にまたがるツアーの場合は行程中の平日に貸切バスにより福岡都市圏の観光施設、観光スポット等を最低1ヶ所以上（全行程2ヶ所以上）下車観光し周遊するツアーが対象となります。

9 各種助成金、支援金との併用は可能か（県民割・Go Toトラベル等）

国や他の自治体の支援は併用可です。

※修学旅行は対象となりません。修学旅行支援事業をご利用ください。

10-1 申請書・申請方法について

申請書は福岡観光コンベンションビューローのホームページからダウンロードください。

10-2 本事業に伴う相談は、どこに相談すればいいですか

本事業の事務局は下記のとおりです。

【お問い合わせ先】

福岡市バスツアー推進デスク

専用電話番号：092-739-2685（営業時間：平日10：00～17：00）

e-mail：bustour.fukuoka-city@tobutoptours.co.jp

11-1 募集型企画旅行の場合で「募集チラシ」に対象となる日の記載がない場合（追加設定等）も申請は可能か

「支援申請書（T様式1）」に催行期間などの記載が必要です。

申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「バスツアー支援事業支援金変更または中止承認申請書（T様式6）」をご提出ください。

11-2 申請書など提出書類はFAXで送信しても良いか

FAXでの申請受付は行っておりません。郵送またはメールでの申請となります。

1 1 - 3 申請書の原本について郵送等は必要でしょうか

支援金支給要領<第7条>によりメールのみで可能です。

1 1 - 4 各様式の「署名」欄には署名の代わりに「名前のデータ入力及び押印」でも可能か

可能です。

1 2 実績報告の際に必要な添付書類に漏れがあった場合はどうすればよいか

支援金請求には、支援金支給要領<第7条>に記載の書類が必要となります。

福岡市バスツアー推進デスクまでご相談ください。